**○財務省・国土交通省令第二号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

財務大臣　片山さつき
国土交通大臣　金子　恭之

独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令及び独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令（平成十六年財務省・国土交通省令第三号）第九条第二項

二　独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）第八条第二項

附　則

この省令は、令和八年八月七日から施行する。

**○文部科学省令第二十八号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

文部科学大臣　松本　洋平

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

次に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

一　日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）第一条第二項

二　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第二十八号）第八条第二項

三　独立行政法人大学入試センターに関する省令（平成十三年文部科学省令第二十九号）第八条第二項

四　独立行政法人国立青少年教育振興機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十号）第八条第二項

五　独立行政法人国立科学博物館に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十五号）第八条第二項

六　国立研究開発法人物質・材料研究機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十六号）第八条第二項

七　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十七号）第八条第二項

八　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十九号）第二条第二項

九　独立行政法人国立美術館に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十号）第八条第二項

十　独立行政法人国立文化財機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十一号）第八条第二項

十一　独立行政法人教職員支援機構に関する省令（平成十三年文部科学省令第四十三号）第八条第二項

十二　放送大学学園に関する省令（平成十五年文部科学省令第三十九号）第一条第二項

十三　国立研究開発法人科学技術振興機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十七号）第十条第二項

十四　独立行政法人日本学術振興会に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十八号）第八条第二項

十五　国立研究開発法人理化学研究所に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十九号）第八条第二項

十六　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十号）第一条第二項

十七　独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）第八条第二項

十八　独立行政法人日本芸術文化振興会に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十二号）第八条第二項

十九　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第二項

二十　独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十八号）第八条第二項

二十一　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十九号）第八条第二項